

第22回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成26年11月27日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

大島廣靖, 尾関利一, 合田篤子, 瀬澤幸利, 舘 清, 角田雅彦, 徳永幸藏(委員長), 徳本修一, 中村明子, 宮本奈緒美, 和田三貴子(五十音順, 敬称略)

(2) オブザーバー

金沢家庭裁判所判事補 中出暁子

(3) 事務担当者

岩武首席家裁調査官, 北林次席家裁調査官, 橋本首席書記官, 池田局長, 小笠原総務課長, 柳瀬総務課課長補佐, 竹原庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会挨拶

(2) 新任委員の紹介及び挨拶

(3) 本日のテーマ「少年事件における非行少年及び保護者に対する取組について」 の基本説明等

(4) 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

(5) 退任委員の挨拶

(6) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成27年6月4日(木)午後1時30分

(2) テーマ

未定

(別紙)

(発言者 / 委員, オブザーバー, 事務担当者)

1 保護者への取組について

ケース1(少年が中学校の備品を壊した器物損壊の事例)について, 中学校の対応にも問題があるが, 父親の態度が頑なになってしまうのは, 父子家庭の場合は父親自身の悩みや苦勞を理解してくれる場がないため, 学校からの少年に対する注意を, 父親が自己否定されたように感じてしまうのではないか。保護者の悩みや抱える問題を解決する手伝いができないと解決が難しいと感じた。

少年法25条の2に「訓戒, 指導, その他の適当な措置を…とることができる」とあるが, これは保護者に対してどのようなレベルの指導になるのか。独立して法的に何かできるという強い意味があるのか。

調査官から保護者に対して, 直したほうがよいところがあればアドバイスをを行う等, あくまで少年が親からの適切な指導を受けるために保護者に説諭するということで, 懲戒処分のような何かの処分を行うというものではない。

家裁はよく話を聞いてもらえるところだという気持ちが強いので, 父親に対するねぎらいが必要だと思う。「ひとりで一生懸命育ててこられて大変でしたね」といった言葉を添えることで態度が違ってくるのではないかと思う。

父親には「なぜ自分の子だけが処分されるのか」という気持ちがあったかもしれない。家裁は公正な立場で見てくれるはずだと思っているので, 保護者に対するサポートができれば「自分が親としてやってきたことはどうだったのか」という自己の振り返りのきっかけとなるかもしれない。そのような仕組みを作ることができればよいと思う。

「相手の心になってものを考える」という言葉があり, 意見する側は自分が意見される側の立場になって考えることが大切であると思う。最初に言った言葉が気に障るとそれがうまくいかないきっかけになることもある。そのような配慮を心理学的に研究することも一つの方法であると思う。

人の心を動かす要素の一つとして「相手に対する気遣い」という心理的な要素であることはもとより, もう一つの重要な要素に「事実」があると思う。事実がどうであったのかということに非常に大きな意味合いがある。ケース1の場合, 例えば友人との行為の中身, 友人と少年の関係性, 特別指導室に連れて行った理

由、どのような経緯のもとに現在に至ったのか等の事柄を、全て事実に基づいて解明し、その事実を基に保護者との話し合いを行えば理解を得られたのではないかと思う。

「共感」と「受容」が大切であり、それを念頭に置いて対応する必要があると思う。傾聴とも言うが、父親の言いたいことをよく聴いて、それを受容した上でこちらの意見を伝える。このような対応が結果的に近道になることもある。

様々な家庭や背景事情がある中で、ケース1のような案件は金沢や家庭裁判所だけの問題ではなく、日本中で同様の課題を抱えていると思う。保護者に起きている実情を社会に発信することができれば、例えばライオンズクラブ等で、保護者との研究会をしたらどうかという活動が生まれてくるのではないかと思う。この場の議論だけでは次の手は打ちにくいように感じた。

別の少年事件で、調査をしていくうちに、少年が保護者から虐待を受けていることがわかった。保護者自身も子どもの頃に親から虐待を受けており、虐待をやめなければいけないと思っていながらやめられない。家裁における手続の処遇の期間や範囲が限られている中で、今後、少年をどのように社会に繋いで、少年と保護者に対するケアを含めた対応をどうするのか、このような現場で家裁では悩むことが多い。どのような社会の資源を利用できるか御助言や御指導を受けることができれば有り難い。

犯罪傾向のある人がどうしたら同じことを繰り返さないようにできるかということを探っている際に「認知行動療法」を知ったことから、どこで行っているのかを調べたがよくわからなかった。どういう機関にどのような先生がいるのか等、治療的な機関を調査して紹介するという関わり方もできれば良いのではないか。

こころの健康センターにおいては、審判にならない事案だが、学校で問題を起こした子どもや両親をケアするケースはあるので、ぜひ利用してもらえば良い。「認知行動療法」についても今後しっかり取り組んでいきたいと思っている。

保護者としては、学校側が壁を作っていると感じることもある。先生の対応によっては、学校に不信感を持つことはあると思う。また、保護者については、時代と環境の違いの差は大きく、30～40才位の若い保護者とその上の世代とは考え方が違うことがある。ケース1はそのようなギャップが大きい事例のように思う。若い保護者に対しては、年配者と違った対応が必要ではないかと思った。

ケース1の父親も、父子家庭ながら頑張って仕事をして社会との関わりを持っているので、どこかで相談できる場があれば良かったと思う。企業としては社員が一生懸命働いてくれる環境作りを考えなければならない。プライベートな問題まで企業が踏み込むことは難しいが、基本は家庭であるので、社員の家庭を守るために企業ができることはないか考えなければならないと感じている。

免許証更新の講習の際に、映画を視聴して改めて安全運転について考える機会を持つように、文科省から選定されている家族回帰のような映画を視聴することも、保護者の振り返りのきっかけになるのではないかと。

保護者に情報を開示できる部分については開示して説明すると、理解してもらえる場合が多い。自分に情報が与えられず一方的に話をさせられる状態から、情報開示によって、自分が情報を知って判断することができるようになり、そこから得られる結論を共通の土俵で話し合うことができる。

家庭裁判所の教育的な働きかけの中で、グループワークとして保護者に悩みの共有をしてもらうという働きかけをしているということだが、親子で、親子関係を見つめ合うようなワークの取り組みはあるのか。

現在、金沢では特に親子で取り組んでいるものはない。金沢では対象となる事件数が少ないため、なかなか人数が集まらないという事情がある。

大阪では二泊三日の親子合宿を行っており、親子が一緒に作業等をする中で今まで通じ合わなかった部分は何だろうということ、時間をかけて考えてもらうよう対応している。金沢では事件数が少ないことや裁判所側の人的配置が困難という事情によりそこまでの対応はできていないのが実情である。

知り合いの弁護士から、審判前の面会時にはとても反省しているように見えた少年が、審判後に親と一緒に挨拶に来た際には非常に態度が悪くなっていたという話を聞いた。親と一緒にだと素直になれないのだとすれば、親と子の関係を見つめ直す機会を作ることが大切だと思う。事件数や人的・物的な裁判所側の問題もあるだろうが、できればそのような機会を作ってもらいたい。

ワークショップも良いが、家庭裁判所主催では参加者が偏った見方をされる可能性があるため、商工会議所やライオンズクラブ等のボランティアを利用した企画が良いと思う。

2 高校中退者への取組について

高校の保護者は、高校中退者の比率の数値や中退の理由を知る機会があるのか。

P T Aの総会で退学者に関する話を聞くことはあるが、理由について聞いたことはない。退学しても就職先がないという実情から、高校P T A連合会でもなるべく高校には留まってほしいと言っている。

「勉強をしたくない子」が、世間体を気にして高校に進学している割合が実は多いと思う。今の社会では学歴ばかりが優先されているが、その人物の能力をきっちり評価する社会になっていかないと、中退者の問題は解決できない。今の企業は「技術の伝承」が重要だと考えており、中卒又は高卒で職場に入って先輩から教えてもらって努力してきた方々がそれを担ってきたわけだが、ひとつの物差しで人を評価してしまう社会にあって、その数は減少していく一方である。技術立国である日本の社会で、学歴とは違う評価の仕方を位置付けできれば、高校の中退者が職に就けないという問題が少なくなっていくと思う。

通信制が増えてくれれば良いと思う。対人コミュニケーション能力が乏しい若者や発達障害も増加しており、高校中退者の中には「勉強が嫌い」というだけではなく、学校に不適合を起こしている場合もある。そのような少年は得意不得意がはっきりしているので、得意な分野の職業に就かせて、丁寧に指導することによって、会社の技術も伝承される上にその少年の適性も生かされて非行に走ることがなくなるのではないか。企業側もその少年の得意分野を伸ばしてあげようという視点で対応してもらえると道を逸らさずに進めるかもしれない。ぜひ、良いところを見つけて褒めてあげてほしいと思う。

家裁での中退者への働きかけはどの程度のものか。職場の斡旋等、具体的な就労先まで探すことができるのか、現状を教えていただきたい。

調査官からは具体的な就職先を紹介することはできないので、例えば少年にハローワークに行くことを促したり、保護者にハローワークに連れていくようお願いする等、危機感を持ってもらうという働きかけはできるが、就労ということでは、あくまでも支援でしかないのが現状である。

中卒者や高卒者の場合はその時点で学校の手当があるが、高校中退者の場合は突然指導の枠組みから外れ、就職先の紹介もなく勤めることができない。以前勤務していた家裁では、地元の企業等を回って、本当にやる気のある少年を推薦す

るので、立ち直りの援助をする形で雇ってくれる企業、協力してもらえる企業を増やす活動を行っていた。金沢では現在、サポートステーションに取り次ぐ間接的な支援の形をとっているが、直接的にそういう少年を鍛えてあげようと言ってくださる会社があれば御紹介いただきたい。また、試験観察では補導委託という制度があるので、その委託先の開拓も含め、石川県における社会資源や家裁の相談に乗ってくれる会社があるという情報がもらえると有難い。

ライオンズクラブに健全育成という委員会がある。企業のボランティアの集まりの会であり、そこで高校中退者で就労の意欲のある少年を紹介できるような仕組みができればいいと思う。紹介の際における個人情報の開示等、ハードルは高いかもしれないが、そこをできるだけ踏み込んでいかないと解決しない。13あるライオンズクラブが活動して、1件でも事例ができれば、少しずつ根付いていくのではないかと。「こんなことができないか」と問題提起をしてもらえば、ライオンズクラブに持ち回って議論したいと思う。

「経営者が受け入れてくれた補導委託において、このような成功事例がある」ということを、具体的に経営者の方に知ってもらうことが大切である。ロータリークラブ等、他にも経営者が集まっている団体があるので、直接その個々の会員に知ってもらうことから始めると、紹介のイメージも理解しやすく、具体的に検討してもらえるのではないかと思う。

受刑者の刑期が終わった後の受入先について、情報交換をしているか。

保護観察所とはそのような情報交換はできていない。家裁が自助努力で開拓していくしかないなので、皆さんから有益な情報をいただいて、可能な限り連携して活用させていただきたいと考えている。

更生をするためのお手伝いをするという立場は、成人も少年も同じなのだから、情報共有ができればいいと思う。

少年一人ひとりについて、家庭裁判所が立ち直りの支援として、どのような情報や支援を提供できるのかということが重要になってきている。そのための御協力を今後ともお願いしたい。